



かわらばん

No.300

令和4年3月25日発行

湧別町役場上湧別庁舎 2-2111 ・ 湧別庁舎 5-2211

〈目次〉

5～11歳新型コロナワクチン接種 奨学金返還支援補助	1	猟銃所持許可初心者講習会	9
高齢者就労センターで働いてみませんか	2	有害鳥獣捕獲	
水道・下水道料金の高齢者料金	3	4月の健康運動教室・運動指導	10
オムツを使用している高齢者等 ゴミ袋無料配付	3	土地・家屋の価格等縦覧帳簿	11
国保に加入している学生の保護者へ	4	北見年金事務所 出張相談所開設	
4月の当番病院	4	障がい者・障がい児 出張相談窓口	12
ホームタンクを点検しましょう	5	道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談	
まきストーブの取り扱いにご注意	5	交通事故相談所	13
農業振興地域整備計画 変更申請受付	6	ウクライナ人道危機救援金	14
農業用水路に近寄らないでください	6	海外救援金 受付期間延長	15
春の農作業安全確認運動	7	乳幼児のいる世帯 ゴミ袋無料配付	16
春の交通安全運動	7	アイロンビーズ講座	
山菜採りの事故やヒグマの遭遇に注意を	8	4月子育て支援センター予定表	17
山火事予防にご協力ください	9	上湧別地区小中一貫教育推進に係る地域懇談会	18
		湧ゆう湧くわく体験塾 入塾生募集	

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、掲載している行事等を中止または内容変更することがあります。

5～11歳の新型コロナワクチン接種を行います

☎健康こども課 健康相談G 5-3765

4月から、遠軽町・佐呂間町・湧別町の3町合同で小児向け（5～11歳）の新型コロナワクチン予防接種を開始します。

本町では、対象となる方へ接種券（クーポン券）の送付を開始しています。予約方法や接種会場等は、同封の案内文に記載していますので、ご確認ください。

なお、接種を希望する場合は、事前に予約が必要となります。

【接種対象者】平成22年4月1日～平成29年9月30日生まれの方で、接種時に5歳以上の方

【使用するワクチン】ファイザー社ワクチン コミナティ筋注（5～11歳用）

【接種券の送付】3月中旬から接種券を送付しています。4月になってもお手元に届かない場合は、☎健康こども課までご連絡ください。なお、5歳未満の方は5歳の誕生月をめどに送付します。

【予約方法】同封の案内文書に従ってご予約をお願いします。

【ワクチンの効果】ワクチン接種による予防効果は100%ではありません。

接種後もマスクの着用や手洗いなどを行いましょう。

【ワクチンに関する情報】厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html



厚生労働省
ホームページ

町内に就職した方の奨学金返還を支援します

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、「まちの将来を担う若者」を応援するため、新たに町内で働き始めた方を対象に、奨学金の返還に対して補助しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

【対象者】 ●本町に住民登録をしている方。

●初めて町内事業所等に就業し、5年以上継続して就業する見込みの方。

●大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け、返還を行っている方。ただし、返還に対し他から助成を受けていないこと。

●町税および使用料等に滞納がない方。

【対象の奨学金】 ●独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金および第二種奨学金

●都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金

●生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

●その他町長が認める奨学金

【対象の期間】 奨学金を返還する期間のうち、町内に住民登録を行った日以降の、継続した120カ月を上限とします。

【補助額】 下記3つのうち最も低い額が補助額です。

●令和4年度に返還する奨学金の額

●卒業（修了）した大学等の卒業（修了）に必要な修学年数に、4万5,000円をかけた額

●18万円

【受付期間】 4月1日～最初の返還を行う日

※申請日より前に返還した額は、補助の対象となりませんので、お早めに申請をお願いします。

【申請先】 ㊦企画財政課

【その他】 制度の内容や申請様式、必要な書類など、詳しくは町ホームページでご確認ください。



町ホームページ
奨学金返還
支援事業補助金

高齢者就労センターで働いてみませんか

湧別町高齢者就労センター 2-2266

湧別町高齢者就労センターでは会員を募集しています。

町内に居住し、健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方であれば男性・女性を問わず会員になれます。長年培ってきた経験や能力を生かして働いてみませんか。

主な作業は次のとおりです。特に除草や草刈作業、農作業が得意な会員が少なく、ご応募をお待ちしています。入会された方には、ご要望に沿った仕事を紹介します。

【職種】 ●軽作業職 : 除草、除雪、清掃、農作業など

●技能職 : 庭木せん定、大工、草刈り、芝刈りなど

●管理作業職 : 施設管理、リサイクルセンター業務など

【問い合わせ先】 湧別町高齢者就労センター TEL 2-2266

中湧別南町911番地（社会福祉会館内）

水道・下水道料金に係る高齢者料金適用の申請はお済みですか

Ⓛ水道課 上下水道G 2-5867

水道・下水道料金には用途別に料金が設定されており、下記の基準を満たす方は「高齢者用」料金に該当し使用料が割安になります。

令和4年度より新たに「高齢者用」料金が適用となる方には個別にご案内していますが、世帯の異動によって基準を満たした方や、すでに65歳以上で基準を満たしているが申請をしていない方は、申請をお願いします。

- 【基準】●毎年4月1日を基準日とし、65歳以上の単身者または世帯主が65歳以上の夫婦世帯であること（年度の途中で65歳に達した方は翌年度からの適用となります）。
●その月の水道使用量が5m³以下であること（料金は5月分から適用されます）。
※5m³を超えた場合は、通常の「家事用」料金が適用されます。

【申請場所】Ⓛ水道課、Ⓜ福祉課、中湧別出張所

【その他】申請の時期によっては適用が翌月からとなる場合があります。

オムツを使用している高齢者等にゴミ袋を無料配付しています

Ⓜ福祉課 高齢介護G 5-3761

オムツを使用している高齢者・要介護者・障がい者（児）を対象に、町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料で配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

【対象者】オムツを使用している在宅の方で、次のいずれかに該当する方。

- ①満75歳以上の方
- ②介護保険法に規定する要介護状態区分「要介護1～要介護5」の方
- ③障害者総合支援法に基づく障がい者または障がい児

対象外入院中の方や施設入所中の方

【内容】対象者1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。

【受付期間】4月1日（金）～ ※3月中に申請することはできません。

【申請方法】次のものを申請場所まで持参してください。なお、対象者のご家族など代理の方が申請することもできます。

●後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、障害者手帳など、対象者であることが証明できるもの。

●オムツを購入した際の領収書など、オムツを使用していることが証明できるもの。

【申請場所】Ⓜ福祉課、Ⓛ住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）

国民健康保険に加入している学生の保護者の方へ

㊧健康こども課 医療G 5-3765

国民健康保険は、住民票がある市町村で加入することが原則ですが、加入者が学校に行くために町外に転出する場合、届け出により本町が交付した保険証（マル学）を使用することができます。次のいずれかに該当する方は、忘れずに手続きをお願いします。

【必要なもの】

このような場合	手続きに必要なもの
4月から学校等に行くために子どもが他の市町村に転出する（住民票を居住地に移す）とき	<ul style="list-style-type: none"> ●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、学校に通うことが証明できるもの ●国保の保険証
マル学を持っている方が学校を卒業し、職場の健康保険または住所地の国保に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険資格取得証明書または新しい健康保険証 ●国保の保険証
休学や中退、他の学校へ進学するなど、就学年限に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ●休学・中退することが分かるもの ●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、新しい学校に進学することが分かるもの ●国保の保険証

【手続き場所】㊧健康こども課、㊨住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

4月の当番病院のお知らせ

㊧健康こども課 健康相談G 5-3765

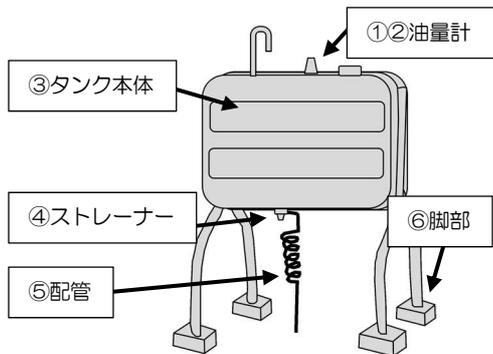
月 日	内科当番	外科当番
4月 3日（日）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	
4月10日（日）	はやかわクリニック (0158-49-2525)	曾我病院 (2-2001)
4月17日（日）	瀧本皮膚科クリニック (0158-42-8048)	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)
4月24日（日）	みずしま内科クリニック (0158-42-3214)	遠軽共立病院 (0158-42-5215)
4月29日（祝）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	

ホームタンクを点検しましょう

遠軽地区広域組合 消防署 湧別出張所 5-2338・上湧別出張所 2-4111

まだ寒い日が続く、石油ストーブ等の暖房器具を使用するご家庭が多いかと思えます。道内では、ホームタンクの本体や配管の老朽化、落雪などが原因で破損し、灯油などの**危険物が流出する事故**が発生しています。

未然に灯油などの流出を防ぐため、ホームタンクの点検をお願いします。



- ①油量表の動きに異常はないか。
- ②使用量以上に油量表の減りが早くないか。
- ③タンク本体にさびや穴などはないか。
- ④ストレーナーのひび割れや接続部から漏れはないか。
- ⑤配管の亀裂や変形、漏れはないか。
- ⑥脚部は架台等に固定され、転倒の危険はないか。

◆灯油などが流出したときは？

一度灯油などの危険物が流出すると、**火災発生**の危険があるだけでなく、**水道水汚染**などの生活環境被害、**地下水や河川への環境被害**など多大な影響を及ぼすおそれがあります。

危険物の流出や油臭に気付いたときは、出火の危険性と被害拡大防止のため、**119番通報**してください。

まきストーブの取り扱いにご注意ください

遠軽地区広域組合 消防署 湧別出張所 5-2338・上湧別出張所 2-4111

まきストーブは、ちょっとした不注意や取り扱いの誤りによって火災が発生するおそれがあります。次のことに注意して火災を防ぎましょう。

◆まきストーブの周囲

まきストーブの上に干した洗濯物が落ちたり、周囲に置いたダンボールが倒れて火災になった事例があります。周囲に燃えやすいものを置かないでください。

◆まきストーブの使用方法

まき以外のゴミなどを燃やすことで有害な煙が発生するだけでなく、まきストーブ本体を損傷させ、そこから火種が飛散し、火災になることがあります。ゴミなどは燃やさないでください。

◆取灰の処理を正しく行う

取灰（燃えかす）の中には、火種が残っているおそれがあり、そのままゴミ箱に捨てて数時間後に火災になった事例があります。火が完全に消えたことを確認してから、ふたのある不燃性の取灰入れに入れて処理してください。

◆適切なメンテナンスを行いましょう

まきを燃やすと煙突内にすすやタールが溜まっていきます。そのタールに火がついて、火災になることがありますので定期的に点検や清掃をしてください。

農業振興地域整備計画の変更申請を受け付けます

⊕農政課 農政G 2-5861

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて湧別町農業振興地域整備計画を策定し、農業振興に関するさまざまな施策を実施しています。

この法律では各市町村が策定した農業振興地域整備計画に沿った土地利用が定められていることから、計画区域に該当する土地で次の事業を実施する場合は、実施前までに変更手続きを完了する必要があります。

①農用地区域への編入

土地改良事業に伴い農地以外の土地を農地とする場合。

②農用地区域からの除外

農地に住宅や工場等を建設したり、駐車場や資材置き場として利用したりする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合。ただし、法律により厳しく制限されているため、除外が認められるには次の要件を満たす場合などに限られています。

- 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
- 除外によって農用地の集団性や農作業の効率化に支障がないこと。
- 周辺の担い手等の農用地の利用や集積に支障がないこと。
- 除外によって農用地区域内の土地改良施設（農道や水路等）に支障がないこと。
- 土壌改良事業を実施中の区域でないこと。または事業完了から8年以上経過していること。

③用途区分の変更

農地に農業用施設を建てる場合。

次の期間で変更申請を受け付けますので、該当する土地がある場合は期間内に申請してください。

【受付期間】 4月25日（月）まで

【必要書類】 ●農業振興地域の整備計画変更申請書（⊕農政課に備えてあります。）

●事業計画書や設計書など、変更後の使用目的に係る資料

●変更する土地の位置図（1/50,000）および利用図（1/2,500）など

●変更する土地の全部事項証明書（法務局より取得）

※さらに資料の提出をお願いする場合があります。

【手続きにかかる期間】 手続きに要する期間は6カ月程度と見込まれます。ただし、内容によっては北海道知事の同意を得られず変更が認められない場合や、予定以上の期間を要する場合があります。

農業用水路に近寄らないでください！！

Ⓧ農政課 農政G 2-5861

春を迎え、農作業が本格化してきました。

南兵村一区から北兵村一区の中土場川に通じる農業用水路および湧別川堤防沿いにある排水路は、国の財産であり町が管理を委託されている施設です。この水路は、農作業が終わる10月上旬まで通水していますが、コンクリートで整備されているため水の流れが速く、子どもにはとても危険です。

保護者の皆さまには、お子さんへ「水路には絶対に近寄らない」ように、ご指導いただきますようお願いいたします。

保護者以外の方々も、農業用水路で遊ぶ子どもを見かけたときは、事故を防ぐため一言ご注意くださいいただきますようご協力をお願いいたします。

春の農作業安全確認運動が実施されます

Ⓧ農政課 農政G 2-5861

農作業時期を迎え、農作業機械等による事故の発生が懸念されます。

春の農作業安全確認運動が5月まで実施されます。農作業中の事故を未然に防ぐため、常に周囲の状況を確認する習慣や、機械の点検・整備をする習慣をつけましょう。

【推進テーマ】 しめよう！シートベルト

【重点事項】 ●乗用型トラクターに乗る際はシートベルト・ヘルメットを着用しましょう。

●常に周囲の状況を確認するとともに、機械の点検・整備を行いましょう。

●万一の事故に備え、労災保険などに加入し、事故補償対策を万全にしておきましょう。

春の全国交通安全運動を実施します

Ⓧ住民税務課 住民生活G 2-5863

春の全国交通安全運動が4月6日（水）から15日（金）までの10日間実施されます。

春は、新入学児童が通学を始める季節です。新入生たちは慣れない環境での登下校や、交通ルール・マナーをまだ十分に理解していないことなどから、交通事故の被害者となるおそれがあります。

また、道内の交通事故死者数の過半数を高齢者が占めており、高齢者の交通事故防止も重要な課題となっています。子どもや高齢者を見かけたら減速するなど思いやり運転を心がけましょう。

【運動の重点】 ①子どもをはじめとする歩行者の安全の確保

②歩行者の保護や飲酒運転根絶など安全運転意識の向上

③自転車の交通ルール順守と安全確保

④スピードダウンと全席シートベルト着用

※運動期間中の4月10日（日）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。皆さん一人ひとりが交通安全について考え、行動し、悲惨な交通死亡事故を無くしていきましょう。

山菜採りに伴う事故やヒグマとの遭遇にご注意ください

湧水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けが進み、山菜採りやレジャー、釣りをされる方々にとっては待ちかねたシーズンがやってきます。しかし、ヒグマも冬眠から覚め、エサを求め活発に行動することが予測されます。山へ入られる方は、次のことに注意してください。

【春のヒグマ注意特別期間】 4月1日（金）～5月31日（火）

【山菜採りの心構え5カ条】

1. 行き先を必ず家族等に知らせておきましょう。
2. 単独での入山はやめましょう。
3. 赤やオレンジ等の目立つ服を着るようにしましょう。
4. 通信手段（携帯電話、無線機等）や笛、鈴、ラジオ、非常食、懐中電灯、ナタ等を携行しましょう（熊撃退スプレーがあれば、なお良い）。
5. 迷っても落ち着いて行動しましょう。

【ヒグマと出会わないために】

- 「車が近くにあるから、大丈夫」ではなく、鈴や笛、ラジオ等（人工音）を鳴らし、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう。
- 早朝や夕暮れ時はヒグマが活発に行動するので入山は避けましょう。
- ヒグマのフンや足跡、食べ跡、爪跡を見つけたらすぐに引き返しましょう。

【ヒグマ出没状況】

町民の皆さまから寄せられた情報や、町職員が発見した情報を随時町ホームページ（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/life/detail.html?content=484>）に掲載しています。ヒグマの姿や足跡等を発見した場合は湧水産林務課へご連絡ください。



町ホームページ
ヒグマ出没情報



湧別町公式 YouTube



こちらの二次元
バーコードから
ご覧ください！

後を絶たない特殊詐欺
被害を防ぐ方法を
おれたち産業レンジャーが
教えるぜ！



山火事予防にご協力ください

☎水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けとともに異常乾燥が続き、山火事が最も発生しやすい時期を迎えます。
林野火災の発生原因で最も多いのは、ゴミ焼きによる出火で、月別出火件数では4月が最も多くなっています。
山菜採りや山林内で仕事をされる方は火気の取り扱いに十分注意し、入林の際には所有者の了解を得てください。
山火事を発見した場合は直ちに消防署（TEL 119）、☎水産林務課（TEL 5-3763）に通報をお願いいたします。

【林野火災危険期間】 6月ごろまで

【林野火災予防強化期間（無煙期間）】 4月10日（日）～5月20日（金）

猟銃所持許可初心者講習会を開催します

☎水産林務課 水産林務G 5-3763

猟銃・空気銃を初めて所持しようとする方を対象に、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づき、猟銃および空気銃の取り扱いに関する講習会が開催されます。

【日 程】 5月21日（土）午前9時30分

【開催場所】 北海道警察北見方面本部 3階303号会議室（北見市青葉町6番1号）

【申込方法】 5月11日（水）までに、北海道警察北見方面本部（TEL 0157-24-0110）
または遠軽警察署（TEL 0158-42-0110）へお申し込みください。

【補助制度】 補助制度の詳細は、☎水産林務課までお問い合わせください。

有害鳥獣捕獲を実施します

☎水産林務課 水産林務G 5-3763

農林業被害防止およびエキノコックス症予防対策のため、猟友会の協力を得て、4月1日から有害鳥獣の捕獲を実施します。

捕獲に猟銃を使用する場合がありますが、周辺の安全に十分注意して実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【期 間】 カラス・キツネ・ヒグマ・アライグマ：4月1日（金）～ 9月30日（金）
エゾシカ：4月1日（金）～10月21日（金）

【区 域】 町内一円

【捕獲方法】 銃器、わな

【その他】 住居が集合している地域や多数の人が集まる場所等での銃猟は、法律（銃刀法、狩猟法）で禁止されています。

4月の健康運動教室・運動指導のお知らせ

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

町民の皆さまの健康維持増進のために、湧別総合体育館で教室や運動指導を行います。お気軽にお越しください。

◆共通事項

【料 金】体育館の使用料（冬期：1日券150円）を窓口でお支払いください。シーズン券（冬期）をお持ちの方は不要です。

【指 導 者】教育委員会社会教育課 運動指導職員 原 茉 畝

◆健康運動教室

【日時・内容】

月 日	時間	内容
4月 9日（土）	①午前10時～10時40分	●ラジオ体操 ●ウォーキング（ウォーミングアップ） ●骨盤体操
23日（土）	②午後 2時～ 2時40分	

【場 所】湧別総合体育館 アリーナ（栄町）

【対 象 者】18歳以上の町民（高校生を除く）

【持 ち 物】運動できる服装、運動靴、タオル、飲み物

【定 員】①・②の時間帯ごとに10人 ※先着順

【申込方法】上記の実施日、希望時間帯（①または②）を、実施日前日までに教育委員会社会教育課（Tel 5-3132）までご連絡ください。

【そ の 他】スポーツ安全保険等の保険は、各自で事前にご加入ください。

◆運動指導

【日時・内容】

月 日	時間	内容
4月 6日（水）	午前9時～11時	運動指導職員が、 ●筋力運動 ●有酸素運動 ●運動相談 などを指導します。 ※運動指導の予約・受付は不要です
8日（金）		
12日（火）	午後2時～ 4時	
14日（木）		
20日（水）	午前9時～11時	
22日（金）		

【場 所】湧別総合体育館 2階トレーニング室（栄町）

【対 象 者】高校生以上の町民

土地・家屋の価格等縦覧帳簿を見ることができます

①住民税務課 税務G 2-5863

固定資産税の納税者が所有している土地や家屋の評価額が、ほかの評価額と比較して適正かどうかを判断できるように、土地および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます。

【縦覧場所】 ①住民税務課

【縦覧期間】 4月1日（金）～5月31日（火）（土・日曜日、祝日を除く）

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分

【縦覧できる方】 土地：土地に対して課する固定資産税の納税者

家屋：家屋に対して課する固定資産税の納税者

【記載内容】 土地：所在、地番、地目、地積、評価額

家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

【注 意】 ●将来購入予定の特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、縦覧制度の趣旨を逸脱することが明らかな縦覧はできません。

●縦覧帳簿のコピー・写真撮影はできませんが、書き写しは可能です。

北見年金事務所出張相談所を開設します

①住民税務課 住民生活G 2-5863

北見年金事務所による年金相談が、次の日程により開催されます。年金相談は、会場における混雑を緩和し、お客さまの相談時間を十分に確保するため、完全予約制です。相談予約は、電話にてお申し込みください。

開設日	開設会場	開設時間
4月20日（水）	紋別市民会館（紋別市潮見町1丁目）	午後 1時～ 5時
4月21日（木）		午前 9時～午後2時30分
5月19日（木）	遠軽町保健福祉総合センター・げんき21 （遠軽町1条通北1丁目）	午前10時～午後4時
6月15日（水）	紋別市民会館（紋別市潮見町1丁目）	午後 1時～ 5時
6月16日（木）		午前 9時～午後2時30分

【電話予約申込先】 北見年金事務所お客様相談室 TEL0157-33-6007

（自動音声案内、番号1→2を押してください）

※相談日の1カ月前から受け付けしています。

※人数に制限がありますので、詳しくは北見年金事務所お客様相談室までお問い合わせください。

障がい者・障がい児に関する出張相談窓口を開設します

☎福祉課 福祉G 5-3761

障がい者・障がい児の相談支援窓口として「相談支援事業所 暮らしネットLink」と「相談支援室 ま～ぶる」が次のとおり出張窓口を開設しますので、ご利用ください。

【開設場所】 保健福祉センター内（栄町）

【日程等】

開設月	相談支援事業所 暮らしネットLink		相談支援室 ま～ぶる	
	開設日	開設時間	開設日	開設時間
令和4年 4月	4日（月）	午前9時30分 ～ 午後3時	21日（木）	午前10時 ～ 午後3時
5月	2日（月）		19日（木）	
6月	6日（月）		16日（木）	
7月	6日（水）		21日（木）	
8月	1日（月）		25日（木）	
9月	5日（月）		15日（木）	
10月	5日（水）		20日（木）	
11月	7日（月）		17日（木）	
12月	5日（月）		15日（木）	
令和5年 1月	10日（火）		19日（木）	
2月	6日（月）		16日（木）	
3月	6日（月）		16日（木）	

道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談を実施します

☎福祉課 福祉G 5-3761

北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されますので、お知らせします。

- 【相談対象者】 ● 18歳以上の身体障害者で、電動車いす等の直接判定を必要とする補装具の交付を希望される方
- 18歳以上の知的障害者で、療育手帳の新規または再判定を希望される方
- その他の専門的判定を必要とする方

【日程等】

実施日	実施場所（予定）
令和4年4月12日（火）、13日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）
6月14日（火）、15日（水）	網走市総合福祉会館（網走市北11条東1丁目10番地）
6月16日（木）	紋別市総合福祉センター（紋別市幸町7丁目1番10号）
9月13日（火）、14日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）
令和5年1月24日（火）	網走市総合福祉会館（網走市北11条東1丁目10番地）
1月25日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）

北海道交通事故相談所をご利用ください

☎ 住民税務課 住民生活G 2-5863

北海道では、交通事故相談所を設置して専門の相談員が無料で相談に応じています。

- 交通事故に遭ったが、どうしたらよいか分からない。
- 損害賠償の額が適正かどうか知りたい。
- 示談をどのように行ったらよいか？
- 残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？ など

◆巡回相談

事前予約制です。希望日の3開庁日前の正午までに下記まで電話でお申し込みください。予約が無い場合は中止となります。

予約先：北海道オホーツク総合振興局 環境生活課道民生活係 ☎0152-41-0627

閉庁日：土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日

会場	北見交通安全研修センター (北見市青葉町5番16号)	オホーツク総合振興局 交通事故相談所 (網走市北7条西3丁目)	紋別市役所 (紋別市幸町2丁目)
相談時間	午後1時30分～4時30分	午前9時～午後1時	午前9時～正午 午後1時～2時
相談日	令和4年 4月 6日(水) 5月11日(水) 6月 1日(水) 7月 6日(水) 8月 3日(水) 9月 1日(木) 10月 5日(水) 11月 1日(火) 12月 7日(水) 令和5年 1月11日(水) 2月 1日(水) 3月 1日(水)	令和4年 4月 7日(木) 5月12日(木) 6月 2日(木) 7月 7日(木) 8月 4日(木) 9月 2日(金) 10月 6日(木) 11月 2日(水) 12月 8日(木) 令和5年 1月12日(木) 2月 2日(木) 3月 2日(木)	令和4年 6月16日(木) 9月14日(水)

◆電話・文章（メール・ファクス）相談

北海道交通事故相談所（道庁）へのご相談となります。

電 話：050-3533-4703

FAX：011-232-7452

メール：kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

※相談受付時間は、月～金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）の
午前9時～午後4時30分（相談は午後5時まで）

【問い合わせ先】北海道オホーツク総合振興局 環境生活課道民生活係 ☎0158-41-0627

ウクライナ人道危機救援金を受け付けています

㊦福祉課 福祉G 5-3761

ウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの市民が緊張と不安の中で過ごしています。すでに子どもを含む市民の死傷者が報告され、市民生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人々が周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロヴァキアなど）に避難しています。

赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社が実施するウクライナでの人道危機対応およびウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、下記のとおり海外救援金を受け付けています。皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

【救援金名称】 ウクライナ人道危機救援金

【受付期間】 5月31日（火）まで（役場へ持参する場合は、5月24日（火）まで）

【受付方法】（1）郵便振替

- 加入者名：日本赤十字社ニホンセキジュウジシャ
- 記号番号：00110-2-5606
- ※通信欄に「ウクライナ人道危機」と記載してください。
- ※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。
- ※受領証を希望される場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

（2）銀行口座

口座名義：日本赤十字社ニホンセキジュウジシャ（下記3銀行共通）

三井住友銀行	すずらん支店	（普）	2787781
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	（普）	2105784
みずほ銀行	クヌギ支店	（普）	0623471

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。
※受領証が必要な場合は、次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号
- 寄付日
- 寄付額
- 振込金融機関名・支店名

連絡先は日赤本社パートナーシップ推進部会員課 TEL03-3437-7081

（3）役場窓口への持参

受付窓口：㊦福祉課（日本赤十字社湧別町分区事務局）

㊧住民税務課、中湧別出張所

【寄附金控除】 この救援金は、寄附金控除の対象となります。

個人の寄付：所得税の寄附金控除を受けることができます。ただし、個人住民税の寄附金控除は受けられません。

法人の寄付：通常の寄附金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額を、損金に算入することができます。

海外救援金の受付期間を延長しました

㊟福祉課 福祉G 5-3761

日本赤十字社では、被災者支援活動に役立てられる救援金の受付期間を延長しました。引き続き皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

- 【名 称】①中東人道危機救援金
 ②バングラデシュ南部避難民救援金
 ③アフガニスタン人道危機救援金

【受付期間】令和5年3月31日（金）まで
 ※役場へ持参される場合は令和5年3月24日（金）まで

【受付方法】

(1) 郵便振替 ※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除となります。

	口座名義 等	口座記号番号	通信欄
①			「中東人道危機」と記入
②	日本赤十字社	00110-2-5606	「バングラデシュ南部避難民」と記入
③			「アフガニスタン人道危機」と記入

※受領証を希望される場合は、通信欄に「受領証希望」と救援金名称を明記のうえ、氏名、住所、電話番号を記載してください。

(2) 銀行口座 ※ご利用の金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

口座名義			
①	中東人道危機救援金 ニホンセキジュウジヤ		
	口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通）		
	三井住友銀行	すすらん支店	（普）2787740
	三菱UFJ銀行	やまびこ支店	（普）2105745
	みずほ銀行	クヌギ支店	（普）0623323
②	バングラデシュ南部避難民救援金 ニホンセキジュウジヤ		
	口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通）		
	三井住友銀行	すすらん支店	（普）2787769
	三菱UFJ銀行	やまびこ支店	（普）2105774
	みずほ銀行	クヌギ支店	（普）0623404
③	アフガニスタン人道危機救援金 ニホンセキジュウジヤ		
	口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通）		
	三井住友銀行	すすらん支店	（普）2787775
	三菱UFJ銀行	やまびこ支店	（普）2105780
	みずほ銀行	クヌギ支店	（普）0623455

※受領証が必要な場合は、次の内容をご連絡ください。

- 救援金名 ●住所 ●氏名（受領証の宛名）
- 電話番号 ●寄付日 ●寄付額 ●振込金融機関名・支店名

連絡先は日赤本社パートナーシップ推進部会員課 TEL03-3437-7081

(3) 役場窓口への持参

受付窓口：㊟福祉課（日本赤十字社湧別町分区事務局）、㊤住民税務課、中湧別出張所

乳幼児のいる世帯にゴミ袋を無料配付しています

㊟健康こども課 児童支援G 5-3765

子育て世代を応援するため、乳幼児を対象に町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】町内に住所を有し、満3歳に達する誕生月の前月までの（令和元年5月以降に生まれた）乳幼児の保護者
- 【内容】対象乳幼児1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。
- 【受付開始】4月1日（金）～ ※3月中に申請することはできません。
- 【申請方法】運転免許証など、身分を確認できるものを申請場所まで持参してください。
- 【申請場所】㊟健康こども課、㊤住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）
- 【その他】申請が遅れると受給枚数が減る場合があります。

アイロンビーズ講座を開催します

㊟健康こども課 子育て相談G 5-3765

子育て支援センターでは「アイロンビーズ手作り講座」を開催します。

アイロンビーズとは、小さなパイプ状のビーズを専用のプレートの上に並べて平面的な絵柄を作り、アイロンの熱で溶かして接着する、子どもから大人まで楽しめる知育玩具です。オーナメントやアクセサリなど、さまざまな形を作って楽しめます。

ぜひこの機会に、世界で一つだけのオリジナル作品を作りませんか？

- 【日時】4月20日（水） 午前10時～11時30分
- 【場所】湧別児童センター（栄町）
- 【対象】町内に居住する就学前の乳幼児をもつ保護者
- 【持ち物】絵柄をご用意しますが、作りたい絵柄があればお持ちください。また、託児希望の方は事前にお申し込みのうえ、オムツ・水分補給用飲料水・着替えなどをお持ちください。
- 【定員】5人
- 【申込締切日】4月13日（水）
- 【申込先】湧別子育て支援センター TEL 5-2432 FAX 5-2237
電子メールでも受け付けています。保護者氏名・住所・連絡先・
託児の有無・お子さんの氏名と年齢を入力して送信してください。
子育て支援センター電子メールアドレス suku.suku@town.yubetsu.lg.jp



メールアドレス

子育て支援センター4月の予定表を掲載します

☎健康こども課 子育て相談G 5-3765 湧別子育て支援センター 5-2432

子育て支援センターでは、親子が一緒に楽しく遊ぶ育児学級や、お母さんのための講座などさまざまな活動を行っています。乳幼児とその保護者の方であれば、どなたでも利用できますので、ぜひ一度遊びに来てみてください。

月	火	水	木	金 1	土 2
●印は乳幼児とその保護者の方であればどなたでも利用できます。 ※利用できるのは町内在住の方のみですが、町内に実家があり、里帰り出産などで帰省されている方であればお申し込みすることで利用できます。職員にお声がけください。 ★印は育児学級に登録している方が利用できます。				●開放日 午前9時～午後5時	●開放日 午前9時～午後5時
4	5	6	7	8	9
●開放日 午前9時～午後5時	●開放日 午前9時～午後5時	●開放日 午前9時～午後5時	★育児学級びよびよ 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午前9時～午後5時	★育児学級げんき 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午前9時～午後5時	●開放日 午前9時～午後5時
11	12	13	14	15	16
★育児学級びよびよ 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午後1時～5時	★育児学級げんき 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午後1時～5時	●開放日 午前9時～午後5時	★育児学級びよびよ 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午前9時～午後5時	★育児学級げんき 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午前9時～午後5時	●開放日 午前9時～午後5時
18	19	20	21	22	23
●乳幼児相談 湧別 午前10時00分～11時30分 ※育児学級はお休み ●開放日 午後1時～5時	★育児学級げんき 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午後1時～5時	●アイロンビーズ講座 湧別 午前10時00分～11時30分 ※申し込み必要 ●開放日 午後1時～5時	★育児学級びよびよ 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午前9時～午後5時	★育児学級げんき 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午前9時～午後5時	●開放日 午前9時～午後5時
25	26	27	28	29	30
★育児学級びよびよ 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午後1時～5時	★育児学級げんき 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午後1時～5時	●開放日 午前9時～午後5時	★育児学級びよびよ 午前10時00分～11時30分 ●開放日 午前9時～午後5時	閉館	●開放日 午前9時～午後5時

※日曜・祝日は閉館

※開 放 日：湧別子育て支援センターで、親子で一緒に遊んだり、絵本を読んだりして自由に過ごすことができます。

※育児学級：月・火曜日は湧別子育て支援センターで、木・金曜日は上湧別コミュニティセンターで行っています。就学前の乳幼児とその保護者および妊婦の方が対象です。登録制です。申込用紙に必要事項をご記入のうえ、直接またはファクスにてお申し込みください。湧別子育て支援センターで随時受け付けています。

上湧別地区の小中一貫教育推進に係る第2回地域懇談会を開催します

教育委員会 教育総務課 教育管理G 5-3143

本町では、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を目指しており、芭露学園、湧別地区義務教育学校に続く、上湧別地区の施設一体型義務教育学校の設置検討を進めるため、上湧別地区住民の皆さんとの懇談会を開催します。

今回は1月に開催した第1回地域懇談会での意見をもとに、町長、教育長が地域の皆さんに具体的な町の基本方針をお示しします。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

対象校区	日時	場所
中湧別小学校区	4月12日(火) 午後7時	文化センターTOM 大ホール
上湧別小学校区	4月13日(水) 午後7時	上湧別コミュニティセンター
開盛小学校区	4月14日(木) 午後7時	開盛住民センター
富美小学校区	4月15日(金) 午後7時30分	富美地区住民センター

湧ゆう湧くわく体験塾の新年度塾生を募集します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

町では、小学校・義務教育学校4～6年生を対象とした「湧ゆう湧くわく体験塾」の令和4年度の塾生を募集します。

【対象者】 町内の小学校・義務教育学校4～6年生

【内容】 チューリップフェアでのボランティア活動、川釣り、氷下釣り、パンづくり、
クリスマス
Xmasリースづくり、流氷ハイクなど

【活動日】 月1～2回の土曜日 午前9時～正午

【会費】 保険料として800円

※内容によっては材料費や施設利用料などの実費をいただくことがあります。

【場所】 文化センターさざ波やTOM、役場上湧別庁舎を集合場所として活動します。

【申込】 4月以降に学校から配られるチラシの「入塾申込書」に必要事項をご記入のうえ、会費を添えて下記の申込先まで提出してください。

【申込先】 教育委員会社会教育課（文化センターさざ波内）、㊦住民税務課、中湧別出張所

【入塾式】 4月23日(土)を予定しています。



川釣り&川遊び体験



Xmas リースづくり体験

「休みの日、何して過ごそう…？」
と悩んでいるその君！
「湧ゆう湧くわく体験塾」で、
普段はできないさまざまな体験を
してみませんか？
きっとステキな仲間との出会いや、
新しい発見が待っているよ。

